

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 140 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 140 条第 6 項の規定により準用する同法第 133 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 9 月 2 日

京都地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

対象土地	令和 7 年第 120 号
対象土地	京都市下京区河原町通正面下る 万屋町 330 番 1
	京都市下京区河原町通正面下る 万屋町 330 番 4
手続番号	令和 7 年第 121 号
対象土地	京都市下京区河原町通正面下る 万屋町 346 番 21
	京都市下京区河原町通正面下る 万屋町 346 番 23
手続番号	令和 7 年第 122 号
対象土地	京都市下京区土手町通正面下る 紺屋町 406 番 23
	京都市下京区土手町通正面下る 紺屋町 406 番 25

2 関係人の氏名又は名称
木村邦夫

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る意見聴取等の期日の開催の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。